

役員及び評議員の報酬等支給基準規程

第1章 総 則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、本財団の定款第20条と第37条に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定める事を目的とし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれている者をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等と明確に区別されるものとする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第3条 役員報酬等は、定款第31条に規定する常務理事が常勤でありかつ職員ではない場合に、当該常務理事に対してのみ支給することができる。

(支給金額)

第4条 前条で定める者に対する報酬金額は、年額1千万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第5条 前条で決定された金額は、毎月25日、振込みにより支給する。

第3章 報酬等の支給

(支給対象)

第6条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、報酬等を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、監事に対し、監事監査を行った場合は報酬等を支給する。

(支給金額)

第7条 報酬等の金額は、1回当たり5万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第8条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込み又は現金で支給する。

第4章 費用

(費用)

第9条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第5章 公表

(公表)

第10条 本財団は、この規程を以って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第6章 規程の変更

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日（平成22年12月1日）から施行する。

2. この規程の一部変更は、平成24年6月11日から施行する。